

第5章 公共施設の整備に関する方針

5-1 公共施設の整備方針

◇ 公共施設は、まちの顔となり、周辺の景観影響を与えることから、下記の整備方針に基づき地域の良好な景観形成を先導していくものとします。

公共施設	整備方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○舗装や道路付属物は、沿道景観と調和したデザインとする。 ○道路付属物を極力整理、集約化し、すっきりとした道路空間づくりに努める。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の街並みとの調和やオープンスペースとの連続性の確保に努める。 ○自然を基調としたデザインとする。 ○人々の利用が想定される河川空間は、利用のしやすさ、居心地の良さに配慮する。
都市公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○街なかにおいては、身近に感じることのできる自然として、整備・充実を図る。 ○季節感のある花と緑による公園づくりに取り組む。 ○園路やトイレ、ベンチなどは、周辺景観に配慮したデザインとする。 ○施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ○「新・海辺のマスタープラン」に基づき、憩い・学び・遊べる魅力ある海辺づくりを進める。 ○自然海岸の保全・修景に取り組む。 ○まちづくりと連携し、陸域と一体となった魅力ある海辺空間を創出する。 ○多くの人々が気軽に訪れ、身近に感じ親しまれる海辺づくりを進める。
公共サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど、周辺景観との調和やユニバーサルデザインに配慮する。

5-2 景観に配慮した公共施設整備の取組方針

◇ 良好な公共施設の景観形成を進めていくため、下記の公共施設に関する国土交通省作成の景観形成ガイドライン等を指針とするほか、企画・設計等において景観アドバイザーなど専門家の意見の活用に取り組むこととします。

- ・「道路デザイン指針（案）」平成29年10月
国土交通省 道路局
- ・「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」平成29年10月
道路のデザインに関する検討委員会
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」平成18年10月
国土交通省 河川局
- ・「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」平成19年2月
国土交通省 砂防部

- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」平成23年6月
国土交通省 都市・地域整備局
- ・「港湾景観形成ガイドライン」平成17年3月
国土交通省 港湾局
- ・「海岸景観形成ガイドライン」平成18年1月
国土交通省河川局・港湾局 農林水産省農村振興局 水産庁
- ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」平成17年3月
国土交通省住宅局
- ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」平成24年3月
国土交通省大臣官房 官庁営繕部

5-3 景観重要公共施設の指定の方針

(1) 基本的事項

景観重要公共施設の指定にあたっては、市全域の景観形成や地区のまちなみ形成を進める上で、特に重要な役割を担う施設で、次の要件を満たすものとします。

- ア 本市のまちの骨格を形づくる公共施設
- イ 歴史的・文化的価値を有する公共施設
- ウ 地域のまちなみ形成の顔となる公共施設

(2) 種類別の指定方針

公共施設	指定方針
景観重要道路	○拠点駅の駅前広場や拠点駅への動線で、景観に配慮した整備が特に必要なもの ○整備済みの道路等で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの
景観重要河川	○河川で特に重要なもの ○整備済みの河川で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの
景観重要公園・緑地	○公園・緑地で特に重要なもの ○整備済みの公園・緑地で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの
景観重要港湾	○「新・海辺のマスタープラン」等に位置づけている港湾施設で特に重要なもの ○整備済みの港湾施設で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの